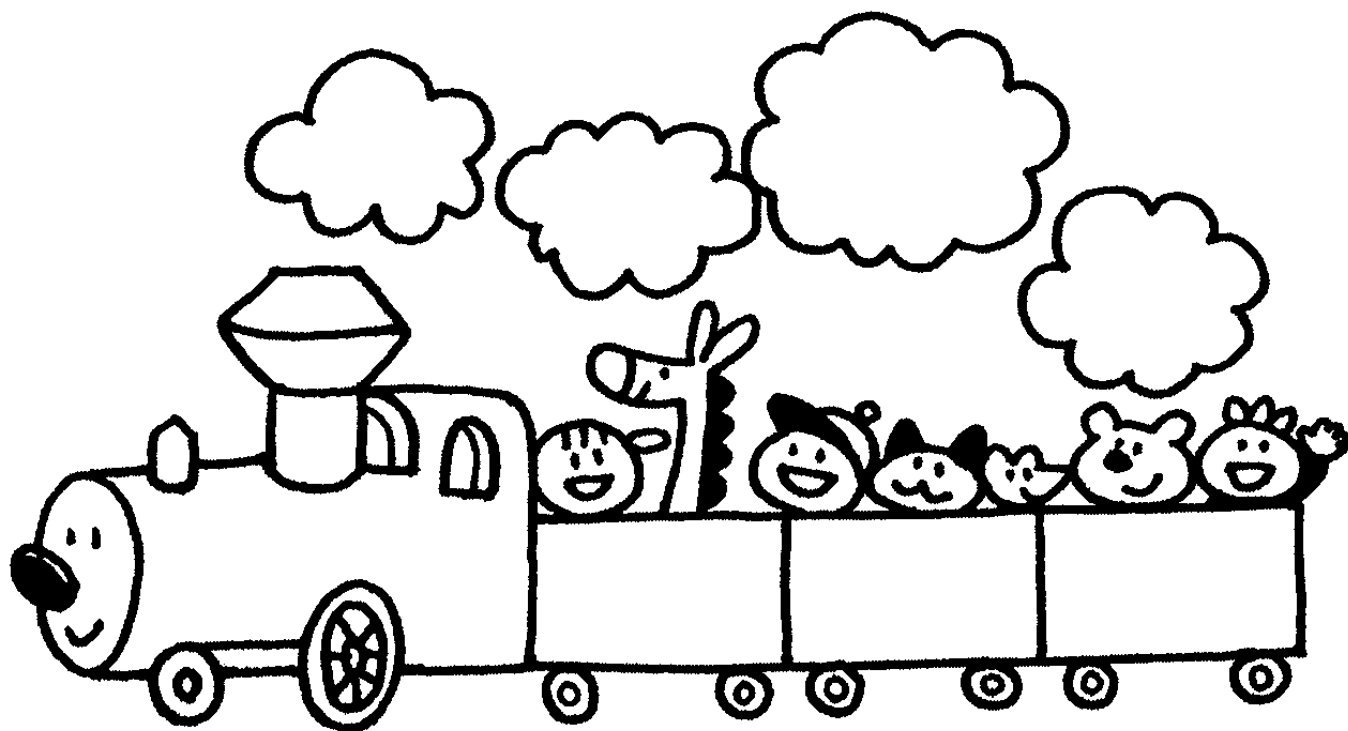


令和 6 年度

平群町立こども園のご案内

「はなさとこども園」・「ゆめさとこども園」



はなさとこども園

0745-46-1201

ゆめさとこども園

0745-45-1104

平群町教育委員会総務課

0745-45-2101

保育の必要性の認定及び保育料についての問い合わせは

平群町福祉こども課

0745-45-5872

目 次

内 容	ページ
●平群町のこども園(はなさとこども園・ゆめさとこども園)について	1～9
1 平群町におけるこども園について	1
2 幼保連携型認定こども園とは	1
3 教育・保育方針について	1
4 教育・保育の取組について	2
5 教育・保育の具体的カリキュラムについて	2
6 施設の概要について	3
7 保育の実施日について	4
8 園行事について	4
9 給食について	5
10 通園方法について	5
11 病児・病後児保育の対応について	5
12 募集人数について	6
13 在園期間早見表	6
14 特別保育について	7～9
① 延長保育	7
② 預かり保育	8
③ 一時保育	9
● 保育料について	10～13
15 保育料について ①3・4・5歳児の場合	10
②0・1・2歳児の場合	11
保育料の軽減について	12
16 副食費の徴収免除制度、多子減免制度について	13

別添 1日の生活のめやす



1 平群町におけるこども園について

平群町では「平群町立はなさとこども園」と「平群町立ゆめさとこども園」の幼保連携型認定こども園を運営しています。

2 幼保連携型認定こども園とは

乳幼児期を、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期ととらえ、幼稚園・保育所の枠をこえ、一人一人に「生きる力」を保障する教育・保育の更なる充実を目指す施設です。

乳幼児期の教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供し、3～5歳児については保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。

保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。

3 教育・保育方針について

- ・就学前の乳幼児の育ちを一貫して支える教育・保育の実践を行います。
- ・小学校、中学校への連携を積極的に推進し、滑らかな接続を図ります。
- ・保育者の資質と専門性を高め、教育・乳幼児保育の向上を図ります。
- ・家庭や地域の子育て力の向上を目指し、子育て支援の充実と確立を図ります。



4 教育・保育の取組について

◆はぐくもう＝学びの芽＝

- ・一人一人のよさを伸ばすために、個々に応じたきめ細やかな指導に努めます。
- ・主体的な遊びを大切にし、子どもの生活や学びの連続性を踏まえ、就学後の生活や学習の基盤を育成します。
- ・豊かな感性や表現力を育むために、地域の自然や行事、日本の伝統や文化、外国の文化などを通しての体験を豊かにします。

◆そだてよう＝しなやかな体＝

- ・意欲的に体を動かして遊ぶことを通して、健康で安全な生活や態度を育成する。
- ・基本的な生活習慣を身につけるために、様々な体験を通して、「早寝・早起き・朝ごはん」「楽しく食べる子の育成」を推進します。

◆そだてよう＝健やかな心＝

- ・人との関わりの中で、思いやりの気持ち・愛情・信頼感、そして人権を大切にする心を育てます。
- ・社会性・道徳性の芽生えを培うために、様々な場面で子どもどうしの関わる経験を大切にし、自主・自立及び協調の態度を養います。

◆つながろう＝園・学校・家庭・地域＝

- ・発達の連続性を踏まえ小学生や中学生との交流を推進するとともに、園・小学校・中学校の職員間交流・情報共有等の連携に努めます。
- ・園と家庭が、子どもの育ちについて理解し、一人一人の発達を促すための連携を図ります。
- ・より豊かな体験を得られるように、地域住民との交流の機会を積極的にもち、様々な体験や地域行事への参加・参画を推進します。
- ・配慮を必要とする子どもに効果的な支援を充実させるため、必要に応じ関係機関や専門機関との連携を図ります。

5 教育・保育の具体的カリキュラムについて

- ・平群町のこども園として、独自の発達段階に応じた具体的カリキュラムを、専門家の指導のもと、現場職員の合同作業により策定しており、現在、このカリキュラムに沿って実践活動を各こども園で行っております。

6 施設の概要について

名称	平群町立はなさとこども園	平群町立ゆめさとこども園		
所在地	平群町福貴1113番地	平群町椿井242番地の1		
開園時間	午前7時30分から午後7時30分まで（12時間）			
対象児童	① 生後6ヶ月～2歳までの保育を要する児童 ② 3歳から就学前の児童			
保育時間 及び 保育の実施日	教育標準 時間認定 (3～5歳児)	月曜日から金曜日の 午前8時30分～午後2時30分（6時間） 春期休業 3月26日から 4月 4日 夏期休業 7月21日から 8月20日 冬期休業 12月24日から 1月 6日		
	保育短 時間認定 (3～5歳児) (0～2歳児)	月曜日から土曜日の 午前8時30分～午後4時30分（8時間） (日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)		
	保育標準 時間認定 (3～5歳児) (0～2歳児)	月曜日から土曜日の 午前7時30分～午後6時30分（11時間） (日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)		
施設の概要	保育室	6室	保育室	13室
	多目的室		一時保育室	
	保健室		保健室	
	事務室		事務室	
	調理室		調理室	
	ランチルーム		ランチルーム	
	遊戯室		リズム室	
	子育て支援センター併設		子育て支援室	
			多目的室・研修室	

7 保育の実施日について

	教育標準時間認定児	保育時間認定児	備 考
4月 1日		保育開始日	土・日の場合翌月曜日
4月 5日	在園児始業式		土・日の場合翌月曜日
4月 7日	入 園 式		土・日の場合翌月曜日 ※学校等の調整により変更有
7月21日	夏期休業開始		土・日の場合翌月曜日
8月20日	夏期休業終了		土・日の場合前金曜日
12月24日	冬期休業開始		土・日の場合翌月曜日
12月28日		保育納め	日の場合前土曜日
1月 4日		保育はじめ	日の場合翌土曜日
1月 6日	冬期休業終了		土・日の場合前金曜日
3月23日	卒 園 式		土・日の場合前金曜日
3月25日	修 了 式		土・日の場合前金曜日
3月26日	春期休業開始		土・日の場合翌月曜日
3月31日		保育最終日	日の場合前土曜日
翌年4月 4日	春期休業終了		土・日の場合前金曜日

8 園行事について

月	行 事 名
4	・入園式
5	・給食参観 ・給食試食会 ・園外保育 ・内科検診 ・交通安全教室
6	・プール開き ・歯科検診 ・歯科衛生指導
7	・七夕の集い
8	・平和人権の集い
9	・敬老の日の集い
10	・運動会 ・園外保育 ・保育参観
11	・防火訓練
12	・マラソン大会 ・餅つき大会 ・クリスマス会 ・作品展 ・歯科検診
1	・内科検診
2	・春を待つ集い ・生活発表会
3	・おわかれ会 ・おわかれ散歩 ・卒園式

※園によって変更することもあります。



9 給食について

- ・園専任栄養士が必要栄養量を目安に献立を作成し、専任の調理員が毎日調理し、「食育」を意識しながら、安全で安心な給食提供に努めます。
- ・アレルギー対策（除去食）の対応も、個別に対応いたします。
- ・おやつについては、保育標準時間・保育短時間認定児及び教育標準時間認定児の預かり保育利用者に提供を行います。（基本的に手作りおやつの提供）



10 通園方法について

- ・こども園への通園は、徒歩・自転車・車・公共交通（バス・電車等）等保護者の責任で自由な通園方法とします。

11 病児・病後児保育の対応について

病児・病後児保育は、実施しておりませんが教育・保育中は、下記の対応で行います。

- ・発熱については、おおよそ37.5℃以上のとき、食欲・機嫌・活気・咳など様子を見て、お迎えをお願いする場合があります。
- ・感染症の病気が疑われる時、下痢のひどい時などについても、子どもの状態によってはお迎えをお願いする場合があります。

※病児・病後児保育については、西和地域病児保育室（いちごルーム）にて実施しています。

ご利用には、事前登録が必要です。生後6ヶ月から小学6年生までの児童が対象です。

【いちごルームに関する問い合わせ】福祉こども課



1.2 募集人数について

募集人数は、令和6年度の申込状況、各保育室の面積要件、職員配置等の状況を勘案し、受け入れ体制を調整の上、決定します。



1.3 在園期間早見表（入園申込書の記入の際など、参考にしてください。）

（※保育の必要性がなくなった場合は卒園期間（卒園年月日）前に退園になることがあります。）

生 年 月 日	クラス 年 齢	在園期間（卒園年月日）
平成30年4月2日から平成31年4月1日 （2018年） （2019年）	5歳	令和7年3月31日
平成31年4月2日から令和2年4月1日 （2019年） （2020年）	4歳	令和8年3月31日
令和2年4月2日から令和3年4月1日 （2020年） （2021年）	3歳	令和9年3月31日
令和3年4月2日から令和4年4月1日 （2021年） （2022年）	2歳	令和10年3月31日
令和4年4月2日から令和4年10月1日 （2022年） （2023年）	1歳	令和11年3月31日
令和5年4月2日から入園希望月時点で （2023年） 満6か月以上の子ども	0歳	令和12年3月31日

1.4 特別保育について

●在園児むけのサービス … 延長保育・預かり保育

●在園児以外が利用できるサービス …一時保育(一時預かり)

※以下の利用料等は令和5年10月1日現在の料金であり、今後変更される場合があります。

① 延長保育

・事業の内容

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、通常保育の時間外に保育が必要な場合、延長保育を実施します。

・対象児童

保育短時間認定、保育標準時間認定(2号・3号認定)を受けたお子さん
(はなさと・ゆめさとこども園在園児童が対象です)

・延長保育時間

保育短時間認定を受けたお子さん…午前7時30分から午前8時30分

保育標準時間認定を受けたお子さん…午後6時30分から午後7時30分

※延長保育を利用した場合は、基本保育料に加えて以下の延長保育料が必要です。

(無償化対象外です)

・利用料

●日額…200円

(ただし、同日にきょうだいでの利用があった場合は2人目日額100円、3人目以降は無料となります。※最年長児から順に適用)

●ひと月あたりの利用料上限額…3,000円

(ひと月に同一世帯から2人以上の利用があった場合は、2人目以上の上限額を1,500円とします。※利用料金の高い順で適用)



② 預かり保育

・事業の内容

主に次に掲げる事情をお持ちの教育標準時間の認定を受けたお子さんの保護者を対象として、預かり保育を実施します。

- ・通院や看護、介護
- ・兄弟姉妹のPTA活動
- ・その他園長が適切と認めた場合

・対象児童

教育標準時間の認定(1号認定)のお子さん
(はなさと・ゆめさとこども園在園児童が対象です)

・保育時間

月曜日から金曜日の午後2時30分から午後4時30分まで
※1ヶ月間に利用できる回数は、月8回までです。

・利用料

- ・1回300円

※長期休業中は、午前8時30分から午後2時30分まで 300円
午後2時30分から午後4時30分まで 300円

●預かり保育利用料の無償化について

利用料無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」申請手続きが必要です。

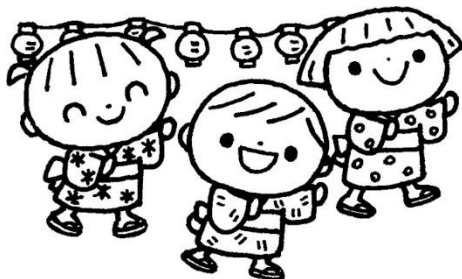
- ・無償化の範囲… 月額上限 11,300円まで無償(月額上限 450円×利用日数)

ご利用開始までに必ず申請書および保育を必要としている証明書類を提出ください。
(後日送付される認定通知書の有効期間中が、無償となる期間です。)

- ・申請には、就労証明書等の保育を必要とする証明書類等が必要です。

★子どものための教育・保育認定(施設型給付費・地域型給付費等支給認定)申請の際と同様の基準により「保育の必要性」を判断します。証明書類は共通様式です。

★所属の園を通じて申請できます。申請書類は、園の事務所・福祉こども課窓口で配布している他、町のホームページからもダウンロード可能です。



③ 一時保育

・事業の内容

家庭で保育をしている人が、仕事、冠婚葬祭、通院、リフレッシュ等により一時的にお子さんの保育ができない場合に一時保育を実施します。（※1週間に利用できるのは3日以内です。）

・対象児童

現在、特定教育・保育施設等を利用していない、町内に住所を有するお子さん

・利用定員

一日あたり概ね10人

・申請日時

前月の15・16日（※土日祝の場合は翌平日） 午前9時～午後5時15分

・保育時間

平日午前8時30分から午後4時30分

※平日午前7時30分から午前8時30分、午後4時30分から午後7時30分及び土曜日の預かりについては、ゆめさとこども園へご相談ください。

・利用料

3歳未満児 1,500円

3歳以上児 1,200円（別途主食費30円必要）

※利用料の減免制度

生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯、同日において2人以上の児童が一時預かり事業を利用する場合等。「一時預かり事業利用料減免申請書」に必要書類を添付し提出してください。

- ・生活保護法による被保護世帯 … 「保護決定（開始）通知書」
- ・市町村民税非課税世帯 … 課税証明書
 - ・4月～8月 令和5年度（令和4年分収入に対する課税証明）
 - ・9月～3月 令和6年度（令和5年分収入に対する課税証明）
- ・同日において2人以上の児童が一時預かり事業を利用する場合 … 添付書類不要

●一時保育利用料の無償化について

0～2歳児の住民税非課税世帯及び3～5歳児（未就園児）で、就労・出産・介護等で子どもの保育を必要としている家庭で対象となる場合があります。「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要です。ご利用開始までに必ず**申請書および保育を必要としている証明書類を提出ください。**（後日送付される認定通知書の有効期間中が、無償となる期間です。）

- ・申請には、保育を必要とする証明書類等が必要です。
- ★子どものための教育・保育認定(施設型給付費・地域型給付費等支給認定)申請の際と同様の基準により「保育の必要性」を判断します。証明書類は共通様式です。
- ★申請書類は、園の事務所・福祉こども課窓口で配布している他、町のホームページからもダウンロード可能です。

15 保育料等について

保育料については、保護者の市町村民税の所得割額（住宅ローン控除・寄付金控除等を控除する前の税額）に応じて負担していただきます。詳しくは、下記の表を参照してください。

- ※以下の保育料等は令和5年10月1日現在の料金であり、今後変更される場合があります。
- ※保育料の切り替え時期は、毎年9月となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度 市町村民税所得割課税額で算定 (令和4年分収入に対する課税額)						令和6年度 市町村民税所得割課税額で算定 (令和5年分収入に対する課税額)					

① 【1号・2号認定（3・4・5歳児の場合）】

保育料は無償となります。

- ※1号認定：3歳以上で保育の必要のない児童(教育標準時間認定)
- ※2号認定：3歳以上で保育の必要な児童（保育標準時間認定児・保育短時間認定児）

※その他必要な費用

- ・3歳以上児の主食費（月600円）
- ・3歳児以上児の副食費 1号認定（月2,900円）
2号認定（月3,900円）
（徴収免除制度、多子減免制度あり。）
- ・保育標準時間・短時間認定の延長保育の利用料
（日額200円。1月当たりの上限額は3,000円。多子減免制度あり。）
※「延長保育」の内容については、「P7①延長保育」をご参照ください。
- ・傷害保険料（年200円）
- ・1号認定の預かり保育の利用料（1回300円）
月曜日から金曜日の午後2時30分から午後4時30分まで
※1ヶ月間に利用できる回数は、月8回までです。
※「預かり保育」の内容については、「P8②預かり保育」をご参照ください。



② 【3号認定（0歳・1歳・2歳児の場合）】 ※年度途中で満3歳となり2号認定となった2歳児以下の児童を含む

		3号認定	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	8,800	8,700
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	5,000円未満	9,800
D2		5,000円以上 28,000円未満	10,400
D3		28,000円以上 50,000円未満	11,700
D4		50,000円以上 74,000円未満	14,600
D5		74,000円以上 77,101円未満	16,300
		77,101円以上 97,000円未満	16,300
D6		97,000円以上 121,000円未満	22,000
D7		121,000円以上 145,000円未満	28,400
D8		145,000円以上 169,000円未満	35,900
D9		169,000円以上 196,000円未満	42,800
D10		196,000円以上 223,000円未満	45,600
D11		223,000円以上 250,000円未満	50,100
D12		250,000円以上 277,000円未満	52,200
D13		277,000円以上 301,000円未満	53,300
D14	301,000円以上	54,400	

※その他必要な費用

- ・延長保育の利用料
日額200円
1月当たりの上限額は3,000円。
多子減免制度あり。
- ・傷害保険料 年200円



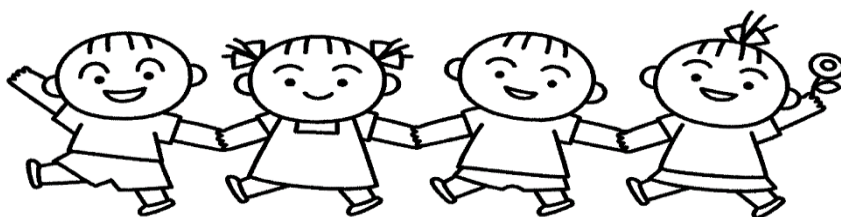
多子減免制度について

- ・同一世帯で2人以上のお子さんが、小学校就学前までで下表の施設に入所又は利用している場合には、第2子目が保育料徴収額の半額、第3子目以降は無料となります。

保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童

（認可外保育施設は対象外）

※住民税所得割額 77,101円未満（C階層～D5階層の一部）の世帯の場合、上記の要件にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降は無料となります。



保育料の軽減について（0歳・1歳・2歳児の場合）

※年度途中で満3歳となり2号認定となった2歳児以下の児童を含む

●住民税非課税世帯の場合 … 保育料は無償です。

●ひとり親世帯等の場合

お子さんが属する世帯が以下の世帯の場合は次表による保育料となります。

- ・母子（父子）世帯
- ・在宅障がい児（者）のいる世帯等

		3号認定	
		保育標準 時間認定	保育短 時間認定
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	3,900	3,900
D1	5,000円未満	3,900	3,900
D2	5,000円以上 28,000円未満	3,900	3,900
D3	28,000円以上 50,000円未満	3,900	3,900
D4	50,000円以上 74,000円未満	3,900	3,900
D5	74,000円以上 77,101円未満	3,900	3,900

※ひとり親世帯等の多子減免制度について

住民税所得割額 77,101円未満
（B階層～D5階層の一部）の
ひとり親世帯等の場合

同一世帯で2人以上のお子さんがある
場合、第2子以降は無料となります。



16 副食費の徴収免除制度、多子減免制度について

※徴収免除対象者

- 1号認定区分（教育部分）で市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯の子ども
- 2号認定区分（保育部分）で市町村民税所得割課税額 57,700円未満世帯の子ども
- 2号認定区分（保育部分）で市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯の子ども（ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯）
- 生活保護世帯（主食費、副食費免除）
- 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

- 1号認定区分（教育部分）の世帯で、同一世帯から2人以上のお子さんが、満3歳から小学校3年生までの範囲内で、下表の施設に入所又は利用している場合には、第3子目以降は無料となります。
- 2号認定区分（保育部分）の世帯は、同一世帯で2人以上のお子さんが、小学校就学前までの範囲内で、下表の施設に入所又は利用している場合には、第3子目以降は無料となります。

小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している児童

（認可外保育施設は対象外）

※疾病等の理由により、1ヵ月全日給食の提供を受けない場合、「こども園給食利用停止申出書」を前月の10日までに提出すると、その月の給食費は徴収しません。

（申出書は各こども園・福祉こども課にあります。）

